

<抄>

事 務 連 絡
令和6年7月11日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添4までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和6年3月5日保医発 0305 第5号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和6年3月5日保医発 0305 第6号）（別添3）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（令和6年3月27日保医発 0327 第5号）（別添4）

(別添 1)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 2 部 在宅医療

第 2 節 在宅療養指導管理料

第 1 款 在宅療養指導管理料

- 3 また、医師は、2 の訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際、保険薬局（当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行っており、地域支援体制加算又は在宅~~患者調剤薬学総合体制~~加算の届出を行っているものに限る。）に対して、必要な衛生材料等の提供を指示することができる。

別添 3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>

区分 00 調剤基本料

- 11 次に掲げる調剤基本料に規定する加算及び減算について、これらのうち複数に該当する場合は、最初に所定点数に「注 3」（100 分の 80）及び「注 4」（100 分の 50）のうち該当するものを乗じ、小数点以下第一位を四捨五入する。次に「注 5」（地域支援体制加算）、「注 6」（連携強化加算）、「注 7」（後発医薬品調剤体制加算）、「注 8」（後発医薬品減算）及び、「注 12」（在宅薬学総合体制加算）及び「注 13」（医療 D X 推進体制整備加算）」のうち該当するもの（特別調剤基本料 A を算定する保険薬局においては、「注 5」、「注 7」及び「注 12」の所定点数に 100 分の 10 を乗じ、それぞれ小数点以下第一位を四捨五入する。）の加算等を行う。ただし、当該点数が 3 点未満になる場合は、3 点を算定する。

別表 1

（1）服薬管理指導料

及びかかりつけ薬剤師指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

			服薬管理指導料	手帳減算に該当する場合	かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合	かかりつけ薬剤師指導料	かかりつけ薬剤師包括管理料
項目		算定回数					
加算 調剤管理料等の	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	×	○	○	×
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	×	○	○	×
	医療情報取得加算	<u>処方箋受付ごと</u> <u>6 月に 1 回まで</u>	○	×	○	○	×

(2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

			在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者オンライン薬剤管理指導料※ ²	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	在宅患者緊急時等共同指導料
項目		算定回数					
加算 調剤管理料等の	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	×	×	×	×	×
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○
	医療情報取得加算	処方箋受付ごと <u>6月に1回まで</u>	○	○	○	○	○

(3) 同一月内における服薬情報等提供料及び在宅患者訪問薬剤管理指導料と他の薬学管理料の算定の可否

			服薬情報等提供料1、2、3	在宅患者訪問薬剤管理指導料
項目		算定回数		
服薬管理指導料		処方箋受付ごと	○	×※ ²
かかりつけ薬剤師指導料		処方箋受付ごと	×	
かかりつけ薬剤師包括管理料		処方箋受付ごと	×	
の 加算 調剤管理料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	○	○
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	
	医療情報取得加算	処方箋受付ごと <u>6月に1回まで</u>	○	